

行政機関等匿名加工情報の提案募集等の手続等について

平成29年5月23日

29総（通達）第2号

（最終改正）令和6年3月29日

令05総（通達）第23号

（目的）

第1条 この通達は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）、個人情報保護規程（17（規程）第57号。以下「規程」という。）及び行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査基準等について（29総（通達）第1号。以下「通達」という。）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における行政機関等匿名加工情報に係る提案募集、審査、契約、作成・加工等の手続に関し必要な事項を定め、もってその適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この通達において使用する用語は、法、令、規則、規程及び通達において使用する用語の例による。

（提案の募集の方法）

第3条 規程第24条第1項の規定による法第112条第1項の提案（以下「提案」という。）の募集は、機構ホームページへの掲載により行うものとする。

（提案に当たり必要な書面）

第4条 提案に当たっては、提案をする者に対し、次の各号に掲げる書面を求める。

イ 提案書

ロ 提案をする者が法第113条に定める欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当しないことを証明する書面

ハ 事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

ニ 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

ホ 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

ヘ 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため機構が適当と認める書類

2 前項イの様式は、別記様式第1（第10条の提案にあっては別記様式第6）のとおりとする。

3 代理人によって提案がなされる場合にあっては、別記様式第1（第10条の提案にあっては別記様式第6）に当該代理人の権限を証する書面が添付されなければならない。

4 第1項ロの様式は別記様式第2のとおりとする。

5 第1項ハの様式は、特に定めない。

6 第1項ニの書類を例示すると、おおむね次のとおりである。

- イ 運転免許証
- ロ 健康保険の被保険者証
- ハ 個人番号カード
- ニ 在留カード
- ホ 特別永住者証明書
- ヘ その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

(提案の受付)

第5条 機構は、提案について、規程第25条に定める個人情報相談窓口（敦賀事業本部地域共生部地域共生・広報課を除く。以下「窓口」という。）で受け付ける。

2 機構は、提案について、窓口への来訪又は送付によって受け付ける。ただし、送付による提案については、総務部法務課のみが受け付ける。

(窓口担当者の業務)

第6条 窓口に窓口担当者を置く。

2 窓口担当者は、窓口に提案があったときは、以下の各号に定める業務（以下「受付業務」という。）を行う。

- イ 第4条に定める提案書等の記載内容の確認
- ロ 本人確認
- ハ 訂正の要求
- ニ 受付日の確定

3 窓口担当者は、提案をする者に対し、必要により相談に応ずるとともに、手続についての説明を行う。

4 窓口担当者は、受付業務が完了したのち、当該提案書等を速やかに総務部法務課長に回付する。

5 窓口担当者は、必要に応じ、総務部法務課長の指示の下、審査結果の通知等の業務を行う。

(通知等)

第7条 保護管理責任者は、提案が通達第3条第1項各号の基準に適合すると認められるときは、次に掲げる書類を添えて別記様式第3（第10条の提案にあつては別記様式第7）の通知書により当該提案をした者に対し、機構と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。

イ 別記様式第4により作成した行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

ロ 前号の契約の締結に関する書類

2 保護管理責任者は、提案が通達第3条第1項各号の基準に適合しないと認められるときは、別記様式第5（第10条の提案にあつては別記様式第8）の通知書により当該提案をした者に対し、その旨を通知する。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第8条 保護管理責任者は、前条第1項の規定による通知を受けた者との間で、規程第24条第3項の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

2 保護管理責任者は、前項の契約を締結するに当たっては、前条第1項イ及びロの書類の提出を受けることにより行う。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第9条 保護管理責任者は、規程第24条第3項の規定により行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして以下に掲げる基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- イ 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- ロ 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- ハ 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に機構において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
- ニ 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- ホ 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

2 通達第3条第1項ハに定める基準は、前項各号に定めるところによる。

3 前項の規定は、行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

4 第1項の規定に基づき行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- イ 行政機関等匿名加工情報の本人の数
- ロ 行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- ハ 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- ニ 次条第一項の提案をすることができる期間

（作成済行政機関等匿名加工情報に係る提案）

第10条 前条第3項の規定により個人情報ファイル簿に同項イ及びロに掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供することを希望する者は、独立行政法人等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

（手数料の額）

第11条 第8条の規定により契約を締結する者（次項に定める者を除く。）より徴収する手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
- ロ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 第10条の規定により提案をし、契約を締結する者より徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- イ 次号に掲げる者以外の者 前項に定める額と同一の額
- ロ 第8条の規定により契約を締結した者であって、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするもの 12,600円

この通達は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和2年12月23日 令02総（通達）第19号）

この通達は、令和2年12月23日から施行する。

附 則（令和3年3月23日 令02総（通達）第35号）

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日 令03総（通達）第30号）

この通達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日 令04総（通達）第24号）

この通達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日 令05総（通達）第23号）

この通達は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

別記様式第2 誓約書

別記様式第3 審査結果通知書

別記様式第4 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

別記様式第5 審査結果通知書

別記様式第6 作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

別記様式第7 審査結果通知書

別記様式第8 審査結果通知書